ID:　26

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	使用料の徴収
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市立打出教育文化センター条例　第6条第1項
例 規 番 号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

（使用料）

第6条　使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2　市長は、前項に定める使用料について、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

3　既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日